

第4章 我が国における対日直接投資促進施策の検討

本章では対日直接投資促進施策について検討する。

対日直接投資を促進するには大きく分けて2つの施策を同時に整備する必要がある。

一つは対日直接投資の魅力を増すと共に、対日直接投資の障害としてあげられているものを軽減することである。これにより、自ずから外国企業の投資先として日本の優位性が高まってくる。

しかし、魅力、障害ともそれぞれ人為的に改善するには困難なものも多い。例えば、対日直接投資の障害としてあげられている、物流・流通システムの複雑さ等については、長い歴史の中で構築されてきた民間の商慣行であり国が率先して介入し外資系企業に負担のない形に是正することは適当ではない。

また規制、知的所有権等、対日直接投資促進施策の枠組みで議論するには大きすぎる問題もある。

対日直接投資を促進するためのもう一つの方策は、国や地方自治体による外資系企業誘致支援施策を充実することである。

対日直接投資を行う際に、潜在的な対日投資家を発掘すると共に、効果的なインセンティブを与え、日本での事業展開全般についてきめ細かな支援をすることで外国企業の我が国への投資を促進することができる。

またそれにより、上記の対日直接投資の魅力を増加し障害を緩和する作用も併せ持つ。

例えば我が国独自の商慣行や規制等についての情報提供、それに適応するためのアドバイスを行うことで、障害を軽減することができると考えられる。

2つの対日直接投資促進施策について前者を広義の対日直接投資促進施策とすると後者は狭義の対日直接投資促進施策といえる。本論では主として後者について論じることとする。なお前者に係る事項のうち、一番の問題とされている高コストについては資料編の中で別途触れることとする。

ところで対日直接投資促進施策の主体についてだが、国レベルのものと地方自治体レベルのものがある。

従来我が国の地方自治体では地域経済の活性化を大きな目的とし、活発かつ主体的な企業誘致活動が行われてきた。しかし外資系企業の誘致となると、地方自治体の役割と国レベルでの役割それぞれについて検討する必要がある。そのため国レベルの施策についてまず概観すると共に、次に地方自治体の外資系企業誘致施策について検討し、諸外国政府の対内直接投資施策と比較することにより、対日直接投資促進施策について検討してみることとする。

4 - 1 我が国の対日直接投資促進施策の概要

4-1-1 我が国の対日直接投資に対する姿勢

1990年6月、直接投資政策の開放性に関する声明が出され、対日直接投資歓迎の姿勢が表明された。

この声明を期に、対日直接投資促進施策が本格化してくる。

1992年には外国為替及び外国貿易管理法が改正され、対日直接投資に係る届け出が原則事後報告制となり、手続面での資本自由化が促進された。また、日本開発銀行等の低利融資制度や日本貿易振興会（JETRO）の対日投資関連情報提供事業の拡充、優遇税制や債務保証制度を定めた「輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法」の施行、外資系企業の対日進出をサポートする（株）対日投資サポートサービス（FIND）の設立等さまざまな支援施策が打ち出された。

1994年3月には対外経済改革要綱が閣議決定された。それを踏まえ、同年7月には閣僚をメンバーとする対日投資会議が設置され、対日直接投資促進に向けての議論がなされている。

さらに1995年3月には輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法施行令が改正された。それにより、対日直接投資に係る様々なインセンティブが、製造業のみならず、卸売業、小売業、サービス業にも適用されることになった。

また1995年6月には、対日投資会議声明として外資歓迎の姿勢が明確に表明されている。

我が国では戦後国内産業育成のため、外資制限的な措置が採られており、対日直接投資促進という観点は重要視されてこなかったが、世界的な投資自由化の流れの中で現在のよ

うに積極的に外資系企業を誘致しようという姿勢に変わってきた。

このような外資歓迎の姿勢を背景に、対日直接投資促進に係る諸施策は１９９０年代に入り急速に整備されてきている。しかし、第３章の外国企業の意見に見られるように、我が国への投資は未だ困難なものとして考えられている。これは、一つには対日直接投資促進施策の歴史が浅く海外の対日投資家に十分に認知されていないことにもよると思われるが、外国企業が困難な市場と考えている我が国への投資を促進するためには外資系企業を誘致する側に一層の努力が必要であるといえる。

4-1-2 対日直接投資促進施策の枠組み

我が国の対日直接投資促進施策は、外国企業が我が国に進出して定着する投資の初期段階に焦点をあてて実施されている。

施策の内容は 日本貿易振興会（ＪＥＴＲＯ）による対日投資関連の情報提供、輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に基づく優遇税制、債務保証、（株）対日投資サポートサービス（ＦＩＮＤ）による対日投資関連情報の提供、外資系企業の雇用支援等総合的な支援サービス、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発公庫による低利融資等広い範囲にわたっている。

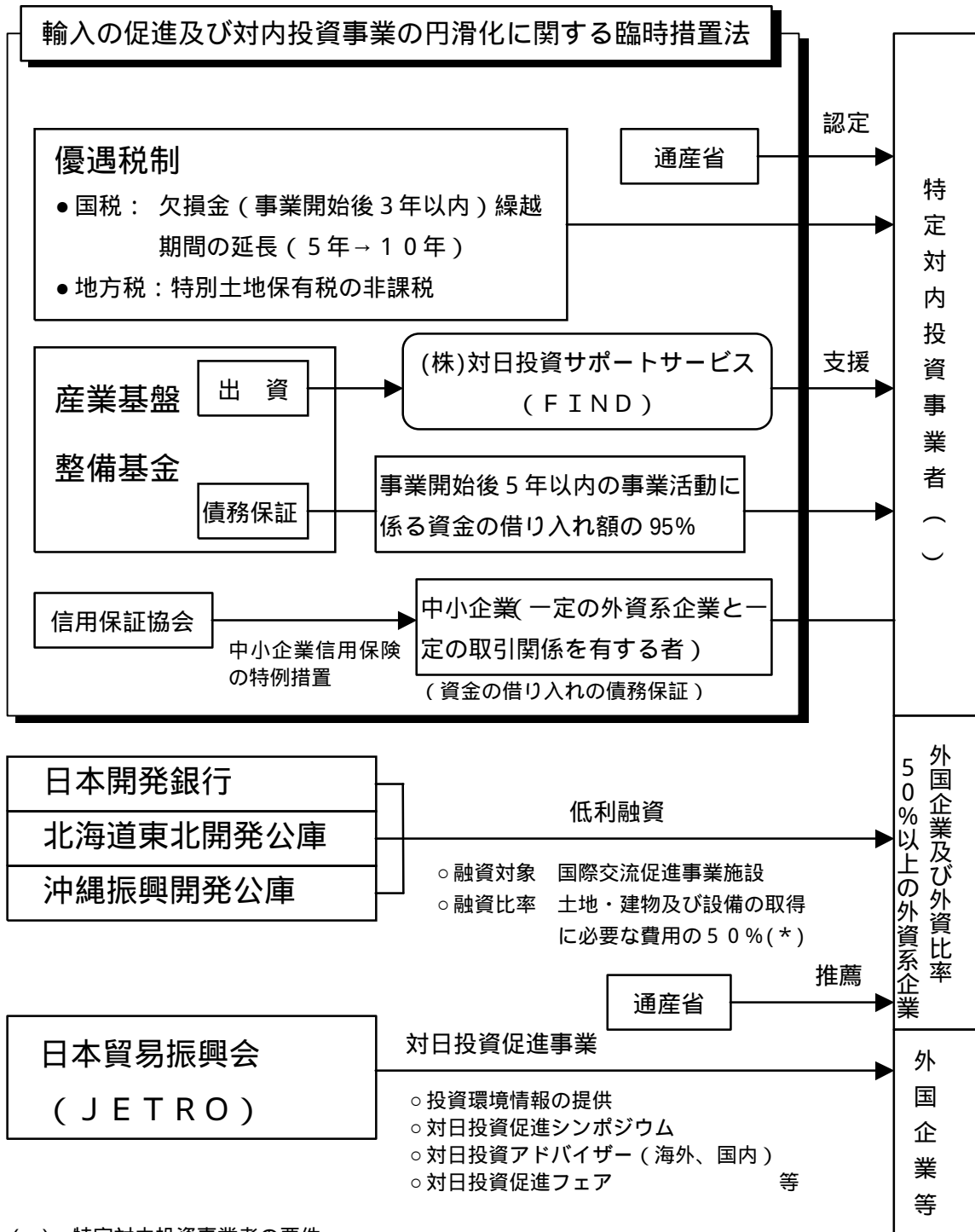
全体の枠組み、支援の体系を図に示すと図表４－１、図表４－２の通りとなる。

図表 4 - 1 我が国の対日直接投資促進施策の枠組み

別紙 1

出所：通産省資料

図表 4 - 2 我が国の外資系企業支援施策の体系



（ ） 特定対内投資事業者の要件

1. 外国企業の我が国における支店等又は外資比率 1 / 3 超（100%外資を含む）の子会社
2. 設立後 5 年以内の企業
3. 製造業、卸売業、小売業、サービス業に属する事業のうち、当該事業を所管する大臣の命令に定めたものであること

（*） 外資系企業用共同事業場の整備に係る融資比率は、40%

出所：通産省資料より第一勧銀総合研究所にて作成

4-1-3 日本貿易振興会（JETRO）による対日投資関連情報提供について

日本貿易振興会（以下JETRO）では図表4 - 3のような対日直接投資に係る情報提供を行っている。

対日直接投資成功のポイントでみた通り情報の提供は対日投資家を支援する際に非常に重要であるといえる。

JETROでの情報提供は次のような効果をもつ。

第1に対日投資アンケート調査、シンポジウムの開催による潜在的な投資家の発掘。

第2に投資環境情報提供や特別案件調査、対日投資海外アドバイザー事業、我が国及び地方自治体の対日投資促進策を紹介するフェアの実施等により、潜在的な投資家に対し日本への投資を強く動機づける。

第3に日本への投資に関心のある投資家にとっては、投資を行う過程での障害を低減することが可能となろう。

今回外国企業にヒアリングを行った中で、対日直接投資の障害の一つである情報不足の問題として、日本市場そのものに対する情報不足、日本への参入方法、投資に対する支援施策等に関する情報不足、提携先やM & Aに関する情報不足等があげられた。JETROの情報提供事業はこのような外国企業の情報不足の問題に 대응することができる。

しかし、依然として外国企業の間では情報不足の問題が大きく取り上げられている。情報提供が対日直接投資促進のため重要であるがために今後一層の施策の充実が期待される。

図表 4 - 3 J E T R O における対日投資関連情報提供事業

(1)対日投資促進情報の整備・提供

投資環境情報提供

我が国の地域別の気候、交通、経済データ、賃金、工業団地等の投資環境情報の提供。

(海外 4 5 ヶ所のジェトロ事務所において C D - R O M 等による情報提供)

対日投資関連法制度情報整備 (英文による関連法令の紹介)

(2)投資関連調査の実施

外国企業との提携関心国内企業の調査 (提携を希望する国内企業の調査)

対日投資アンケート調査 (対日投資に関心を有する外国企業の調査)

特別案件調査の拡充 (外国投資家の要請に応じてアドバイスに必要な調査を実施)

(3)アドバイザー事業の実施

対日投資アドバイザー事業

対日投資に関する専門家を国内 (東京、大阪) に配置し、アドバイスを行う。

対日投資海外アドバイザー事業

海外事務所において対日投資に関する専門家をリテインし、日本市場における成功の秘訣等をアドバイス。

(4)シンポジウムの開催、招へい事業、フェア事業

対日投資促進シンポジウムの開催

欧米主要都市において、対日投資促進のためのシンポジウムを開催する。

対日投資促進招へい事業

対日投資に関心を有するビジネスマンを我が国市場に招へいする。

対日投資促進策海外フェア開催事業

我が国及び地方自治体の対日投資促進策を総合的に紹介するフェアを海外で実施。

出所：通産省資料

4-1-4 輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法に基づく支援施策について

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法は平成 4 年 3 月に成立し、平

成 4 年 7 月から施行された。これにより外資系企業に対する優遇税制、債務保証等の支援施策が実施されるようになった（図表 4 - 2）。以下概略について説明する。なお同法に基づき我が国に進出する外国企業、我が国の外資系企業に対する総合的なサービスを行う支援会社として(株)対日投資サポートサービス（F I N D）が平成 5 年 6 月に設立されているがこれについては 4-1-4 で触れることとする。

特定対内投資事業者

輸入の促進及び対内投資事業の円滑化に関する臨時措置法による各支援施策の適用を受けるには「特定対内投資事業者」の認定が前提となっている。「特定対内投資事業者」の認定を受けるためには図表 4 - 4 のような手続きが必要となる。

図表 4 - 4 「対内投資事業者」認定手続き

(1) 「特定対内投資事業者」の認定を受けるための条件

外国企業の我が国における支店等又は外資比率 1 / 3 超（100%外資を含む）の子会社

設立後 5 年以内の企業

製造業、卸売業、小売業、サービス業に属する事業のうち、当該事業を所管する大臣の命令に定めたものであること。

(2) 認定の手続き

特定対内投資事業者の認定を受けるためには「特定対内投資事業者認定申請書」を通商産業大臣等（担当課：通商産業省産業政策局国際企業課若しくは担当省庁）に提出することが必要となる。通商産業省若しくは担当省庁において、提出書類を確認し、申請内容が特定対内投資事業者の要件に該当するか否かを判断し、該当する場合は認定書が発行される。

認定書の有効期間は最大限 1 年間である。（翌事業年度以降も支援措置の適用を受けることを希望する場合は再度認定を受けることが必要となる。

出所：通産省資料より第一勧銀総合研究所にて作成

優遇税制

特定対内投資事業者の認定を受けることにより税制面での優遇が受けられる。

税制面での優遇は外資系企業の立ち上がり時期における投資コストの早期回収を可能とし、我が国市場における定着を促進する。

優遇税制の内容は図表 4 - 5 の通りである。

図表 4 - 5 特定対内投資事業者に対する優遇税制

欠損金の繰越期間の延長

事業開始後 3 年以内に発生した欠損金は、現行の税制上では 5 年間繰り越すことができるが、特定対内投資事業者は、10 年を限度として繰り越すことができる。（但し、の割増償却の適用を受ける事業年度を除く）

特別土地保有税の非課税措置（地方税）

特定対内投資事業者が土地を取得し、取得の日から 1 年以内に、特定対内投資事業の用に供する工場用の建物の建設に着手した場合（当該建物が我が国において初めて建設されたものであることについて通商産業大臣の証明が必要）等においては、特別土地保有税が非課税となる。

出所：通産省資料より第一勧銀総合研究所にて作成

債務保証

資金調達を円滑にするため、特定対内投資事業者は債務保証を利用することができる。

資金調達は外資系企業に対するものと外資系企業と取り引きする我が国中小企業に対するものがある。前者については産業基盤整備基金が債務保証をし、後者については中小企業信用保険が行う。第 3 章において外資系企業が事業展開する上で資金調達が困難であるとの意見があげられていたが、産業基盤整備基金の債務保証はそのような困難さの軽減に寄与する。また中小企業信用保険による債務保証では外資系企業と我が国の中小企業の交流を促す。それぞれの債務保証の概要は図表 4 - 6 の通りである。

図表 4 - 6 特定対内投資事業者に対する債務保証の概要

(1)産業基盤整備基金の債務保証

対象資金

設備資金：当該事業に必要な施設及びその付属設備の建設・取得資金

運転資金：特定対内投資事業者としての認定を受けている期間に発生する通常業務の維持に必要な資金

保証限度額

1 事業者に対し原則 1 0 億円を限度

保証の範囲

借入金額の 9 5 % を限度

保証期間

設備資金：原則 1 0 年以内（うち据置期間 3 年以内）

運転資金：5 年以内（うち据置期間 3 年以内）

再保証人

資力ある法人（例：親企業）、あるいは債務者の代表権を有する者の再保証人が原則として必要。

(2)中小企業信用保険の特例措置

付保限度額の別枠の創設

普通保険	1 億 2 0 0 0 万円	無担保保険	1 5 0 0 万円
特別小口保険	4 5 0 万円		

てん補率の引き上げ

現行 7 0 % を 8 0 % に引き上げ

保険料率の引き下げ

現行 3 % 以内を 2 % 以内に引き下げ

出所：通産省資料

4-1-5 (株)対日投資サポートサービスによる対日直接投資支援施策

平成 5 年 6 月、外国企業の対日進出、並びに我が国の外資系企業の円滑な事業展開に対する総合的なサービスを行う会社として「(株)対日投資サポートサービス（FIND）」

が民間と政府との出資により設立された。

対日直接投資の障害として、情報不足、高コスト、規制、商慣行、人材の採用等さまざまな事項があげられた。FINDのサービスは、これらの障害に直面している企業の障害を克服するための負担を軽減させることができる。設立からまだ間もないが既に3章の外資系企業の事例研究（3-3-5 E社の事例）で見てきたように、FINDを利用して日本進出に係る事務面での支援を受け対日進出を円滑に行った企業の例も見られ、FINDの支援が外資系企業にとって有効であるということがわかる。そのサービスの内容については図表4 - 7の通りである。

図表４－７ （株）対日投資サポートサービス（ＦＩＮＤ）の事業概要

(1) ＦＩＮＤの事業

マーケットエントリーサービス

外国企業が我が国に拠点を設立する際の最初の足掛かりとして、何を知り、どこへ行き、何をすべきかといったアドバイスを無料で行うもの。具体的には駐在員事務所、支店、日本法人設立、また生活面での事柄等、一連のスタートアップ作業について、的確な助言をすると共に、信頼できるエージェント等を紹介する。

コンサルテーションサービス

外国・外資系企業から、より専門的なサービス、個別具体的なコンサルテーション等を必要とする場合には、ＦＩＮＤが有料でコンサルティングサービスを提供するほか、あらかじめＦＩＮＤに登録した専門機関等を紹介・斡旋する。

雇用支援事業

外資系企業の発展段階にあわせた雇用活動を支援し、より優秀な人材を得る機会を提供する。

研修・セミナー事業

外資系企業などが事業活動を行っていくために必要な従業員に対する教育、最新のビジネス関連情報（関連施策を含む）の提供を行うため、研修講座の開設、セミナーやシンポジウムの開催を行っている。

各種代行事業

我が国に十分な拠点を有さない外国企業等を主たる対象として、その事業遂行の便宜を図るため、通訳、翻訳、秘書等の代行サービスをアレンジする。

受託事業

外資系企業等のニーズに応じて、日本市場についての各種調査等を受託する。

(2) ＦＩＮＤの事業体制（図表４－８参照）

会員制度

ＦＩＮＤでは関係企業とのネットワークを構築し、安定的に維持していくため会員制度を設けている。会員は外国企業、外資系企業、外国企業や外資系企業と協力してのビジネスに関心を持つ日本企業からなる一般会員と、ＦＩＮＤと協力して各専門分野において外国企業、外資系企業にサービスを提供する事業登録会員の２種類がある。

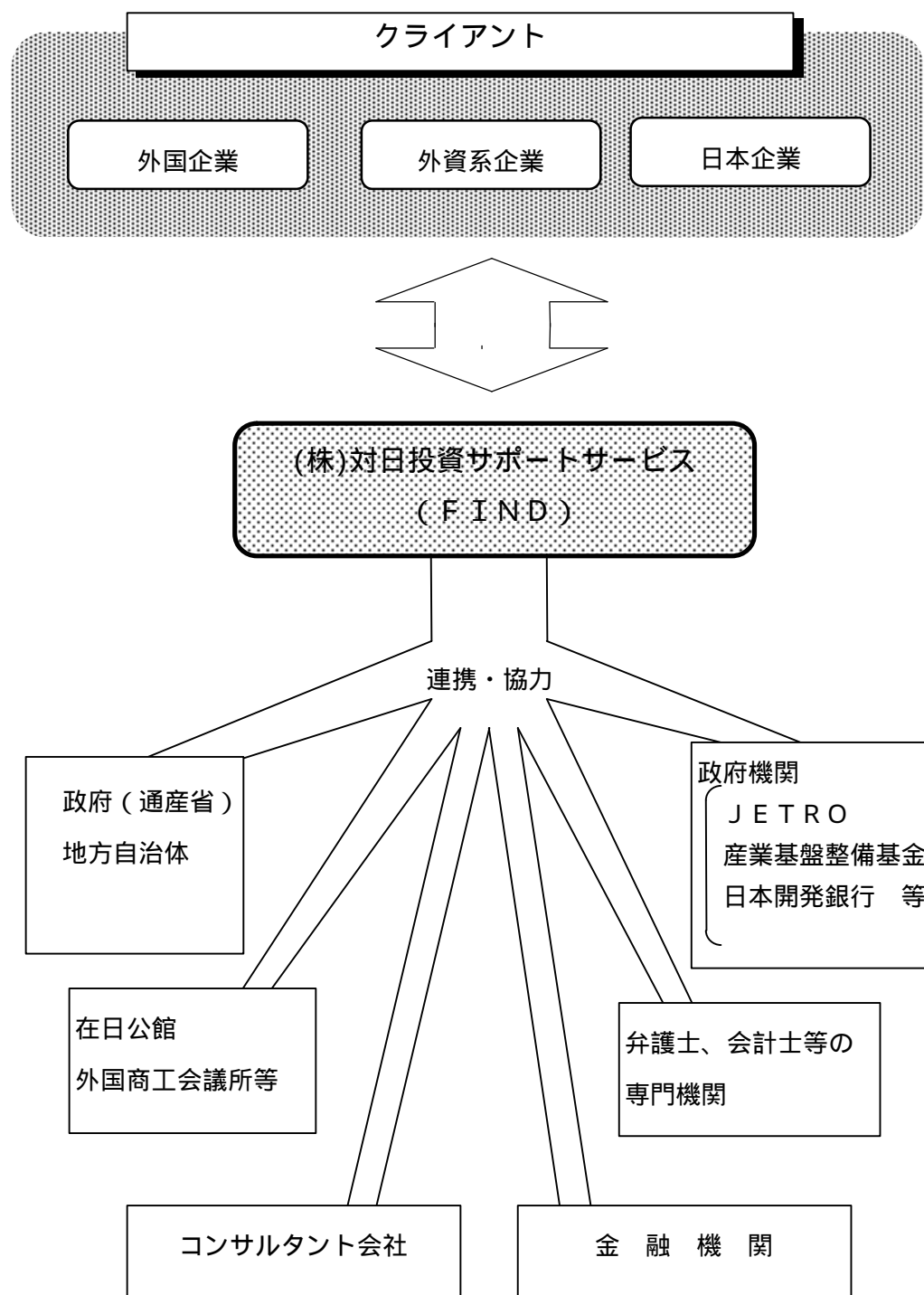
一般会員については、会員の交流、会員の事業活動に資する情報提供、研修・セミナー等への参加割引等のサービスが提供されている。

事業登録会員については、専門的なサービスの提供を希望する外国企業や外資系企業の紹介や斡旋を受けるメリットがある。

サポート体制

ＦＩＮＤでは外国企業や外資系企業に対するサービスについて、政府（通産省）、地方自治体、政府機関（JETRO、産業基盤整備基金、日本開発銀行等）、在日公館、外国商工会議所、コンサルタント会社、弁護士、会計士等の専門機関、金融機関等と連携・協力し事業を行っている。

図表 4 - 8 (株)対日投資サポートサービスの体制



出所：通産省資料

4-1-6 日本開発銀行、北海道東北開発公庫等による低利融資

外資系企業に対する事業支援施策として、日本開発銀行、北海道東北開発公庫、沖縄振興開発公社がそれぞれ低利の融資を行っている。

日本開発銀行の対日投資促進融資制度について

日本開発銀行は１９８４年度より対日投資促進融資制度を実施しており、９３年度には新総合経済対策により、入居保証金を融資対象に追加している。さらに１９９４年度からは、融資比率を拡充している。

現在の日本開発銀行の融資制度については図表４－９のとおりである。

なお日本開発銀行では、対日投資促進融資の他、国際化促進融資として、輸入促進基盤強化融資、国際共同技術開発促進融資等があり、それぞれ輸入促進に寄与する外資系企業、日本国内で日本企業と共同で先端技術分野に属する新技術を開発する外国企業又は外資系企業に対する低利融資制度がある。

図表４－９ 日本開発銀行の対日投資促進融資

対日投資促進融資

融資対象企業	融資対象事業	融資額	金利	
			初めての本格的投資	２度目以降の投資
外国企業又は 外資比率 50% 以上の企業	(1)先端技術分野(*1)に属する投資、輸入 拡大が期待できる投資、またはその他我 が国経済の国際化に資する投資(*2)	対象事業費 の 50%程度	特別金利(5)	特別金利(3)
	(2) (1)以外の投資(*2)		基準金利	
外資系企業用共同オフィス		対象事業費 の 40%程度	特別金利(4)	

(*1)エレクトロニクス産業、ファインケミカル産業、バイオインダストリー、高度システム化機械産業、新素材産業、高度ソフトウェア開発産業

(*2)新設建物に入居する際の入居保証金を含む。

出所：日本開発銀行

北海道東北開発公庫の地域企業国際化融資制度について

北海道東北開発公庫では、日本開発銀行の対日投資促進融資制度と同様に、外資系企業が我が国において安定した事業基盤を作り、さらに事業を促進させるため1990年度より地域企業国際化融資制度を実施し、外国企業及び外資比率50%以上の企業に対し次のような融資を行っている。

【融資対象業種、金利】

a) 初の本格的投資で下記の事業分野に係るもの・・・特別利率(5)

A. 国際交流促進事業分野

b) 2度目以降の対日投資で下記の事業分野に係るもの・・・特別利率(3)

A. 国際交流促進事業分野

B. 輸入拡大貢献事業分野

C. ハイテク事業分野

* 融資比率は土地、建物及び設備の取得に必要な費用の50%

4 - 2 地方自治体の外資系企業誘致に関する概況

地方自治体の産業政策の中で企業誘致施策は大きな役割を演じている。

都道府県並びに政令指定都市をあわせた 59 の地方自治体の内、ほとんどの自治体が雇用創出や地域産業の振興を目的に活発な企業誘致を行っている。

外資系企業誘致については、ほとんどの地方自治体で従来の企業誘致の枠内で取り組みが行われている。ここでは、地方自治体の外資系企業誘致について、受け入れのための環境、企業誘致施策の中での外資系企業誘致に対する取り組みについて概観する。

4-2-1 地方自治体における外資系企業受け入れに関する環境

外資系企業誘致に係る環境について都道府県並びに政令指定都市に対しアンケート調査を行い、意見を聴取した。

対象は都道府県並びに政令指定都市とし、49 の自治体から回答を得た。（未回答の自治体のうち東京都等は企業誘致を行っていない）

アンケートでは、企業誘致施策並びに外資系企業誘致に関する環境について意見を聴取した。なおアンケート結果については資料編に掲載した。

地方自治体における企業誘致施策の重要性

地方自治体では、ほとんどの自治体が企業誘致を重視している。

49 の回答者の内 44 の自治体が企業誘致を重視していると答えている。

これは、企業を誘致することによる、雇用創出効果（48）、技術力向上等地域への波及効果（46）、税収の増大（37）、地域の在来地場産業の活性化（32）等の効果を期待してのことだろう。

地方自治体が企業誘致をする上で P R できる地域特性は道路、空港、港湾などの物流インフラの整備（39）、大消費地へのアクセス（31）、先端的な研究機能をもった大学・研究機関等の存在（30）等となっている。一方で大規模用地の取得の容易性（20）豊富な労働力（26）についてはやや低調な結果となっており、これらの面での優位性は半

数の自治体で低下している。

最近の企業誘致については地方自治体の9割弱が困難であるとしている。これは主として、最近の企業の海外進出、リストラ等による誘致機会自体が減少してきたことがあげられる。また一部には企業立地環境の魅力が乏しい、誘致施策の魅力が乏しいと考える自治体もある。

地方自治体の企業誘致に係る情報提供

地方自治体では、通常企業誘致のために活発な情報提供活動を行っている。

多くの自治体が、パンフレット等を作成し求めに応じ配布している(44)他、対象とすべき企業に出向き積極的なPRを行う(41)、都市圏に事務所を設置し、誘致のための環境整備を行っている(40)等積極的な誘致姿勢が見られる。また企業立地説明会や視察会の実施、ダイレクトメールの送付、新聞、経済誌への広告掲載により、企業誘致のための情報発信を行っている。

外資系企業誘致に対する姿勢

このように地方自治体では積極的に企業誘致を行っているが、外資系企業の誘致を積極的に行っているところは少なく(16)、ほとんどの自治体は特に外資系企業に的を絞った誘致は行っていない(33)。

外資系企業誘致の手段

外資系企業誘致の手段について施策の整備面と情報発信面について聴取した。

施策の整備については、外資系企業誘致担当セクションを設置したり(7)、補助金等外資系企業に的を絞ったインセンティブを提供している(4)自治体は少なく、外国語での事業環境についてのパンフレット作成に留まっている(30)。また何の施策も講じていないという自治体も見られた(16)。

情報発信面については、JETROとの情報交換を行っている自治体がもっとも多いが（２０）、特に外資系企業にしばった手段を講じていない自治体が２０団体にのぼった。その他には、各地の通産局との情報交換（１６）、FINDとの情報交換（１０）と続いている。

数は少ないものの海外事務所で企業誘致を実施していたり、国内外での誘致説明会等を開催したり、在日外国大使館との情報交換をしている自治体も見られた。

全般的に外資系企業に対する企業誘致はほとんどの自治体で未だ低調であると思われる。

自治体での外資系企業受入窓口について

自治体では外資系企業に対する専門的な支援窓口を設けているところは１つの自治体に留まった。誘致企業に対し様々な支援を一元的に行っている窓口を持つ自治体が２７団体あり、外資系企業に対しても既存の企業誘致の枠組みの中で対応している。

また誘致企業に対し支援窓口を一元的にもたず、相談内容ごとに所管セクションで個別に対応している自治体は２０団体にのぼっている。

外資系企業受入に対する自治体における生活環境の整備状況

外資系企業を受け入れるにあたり、事業面の支援を行うと共に、日本に駐在する外国人経営者や従業員の生活環境を整備することも重要である¹。

外国人駐在員の生活環境は全般的にみてあまり整備が進んでいるとはいいがたい。

外国人のための生活情報の提供、住居表示等の外国語化、外国人のための医療・福祉、外国人駐在員子弟のための教育等それぞれ「あまり整備されていない」、「整備されていない」という自治体が約半数程度あり、「十分である」という自治体は少なかった。

¹ 第３章（外国企業の対日投資に係る意見）で見たとおり、外資系企業の中に子弟の教育などの生活環境の問題を重視している企業が見られた。

今後の外資系企業誘致について

地方自治体では今後の外資系企業誘致について積極的に進めたいという自治体は31団体にのぼっている。また受け入れ環境が整備できしだい、積極的に進めたいという自治体が9団体あり、今後の外資系企業誘致について前向きな姿勢が見られる。

地方自治体の外資系企業誘致に係る環境

地方自治体の外資系企業誘致に係る環境について、現在のところは企業誘致施策の面、情報提供の面、外国人駐在員の生活環境の面などまだまだ未整備な自治体が多い。しかし今後の外資系企業誘致については、積極的な姿勢をもつ自治体が多く、今後の展開が期待されるところである。

4-2-2 地方自治体の外資系企業誘致施策について

アンケートをもとに地方自治体の外資系企業受け入れに関する環境についてみてきたが、外資系企業誘致についての意見や施策の詳細を6つの自治体の企業誘致担当者から聴取した。（ヒアリングの内容は図表4-10参照）

ヒアリングを行った地方自治体は、既に外資系企業誘致で実績を上げている自治体、環日本海経済圏構想など周辺諸国との広域経済圏構想を持つ自治体、F A Z指定地域の自治体等である。

次にそれぞれの自治体の外資系企業誘致についての意見や施策の詳細をまとめてみる。

自治体の外資系企業誘致体制について

外資系企業誘致について熊本県、北九州市等は特定の受入れ窓口を設けているが、他の自治体では特に外資系企業誘致に限った体制を整えてはいない。

外資系企業誘致のための体制を整備するにあたっての問題は、県職員をはじめとする担当者の語学力不足、外国企業のビジネス慣行に対する知識等、外資系企業の相談をうけたり誘致を担当する職員の確保に係る問題であろう。特にアジア系企業を誘致することを展望している自治体においては、各国の言葉に対応するような人材を常時配置することは、本格的かつ継続的な特定地域との交流がある他は難しい。

時間をかけ自治体独自で担当者を養成するか、商社等外国語、外国のビジネス慣行に通じる外部人材の導入等が必要と考えている自治体もあるように外資系企業誘致のための体制整備のために何等かの方策がとられる必要があるだろう。

誘致対象先外資系企業の発掘について

独自にミッションを派遣し企業を発掘する自治体がある一方で、地方独自での企業誘致は難しいという意見もあった。後者の例では各地の通産局を中心として広域で企業誘致を実施したり、国に対し誘致対象企業の情報提供を望む声もあった。JETROやFINDの情報を利用し誘致対象先企業を発掘しようという自治体もある。

アンケートで見たとおり、自治体の外資系企業誘致体制はまだ十分整備されているとはいいがたく、JETROやFIND等により、地方自治体の外資系企業誘致を支援することも必要となろう。

外資系企業誘致に係る支援

外資系企業誘致に係る支援については、税制優遇、補助金等のインセンティブを含め国内の企業誘致と同じであり、特に外資系企業のための誘致施策というものはあまりみられなかった²。

外国企業には、我が国に進出するのは困難であるとの認識をもたれている。その困難さを緩和するためFIND等による支援が行われているが、地方自治体においても何等かの支援が必要ではないかと思われる。

外資系企業受入に関する地域環境

² 熊本県では外資系企業のみを対象とした補助金がある。

アンケートでも見たが、外資系企業受け入れに関しての地域環境は十分とはいえない。

とくに外国人駐在員子弟の教育の問題については、県だけでの対応が難しく国への支援を仰ぐ声も見られた。

外資系企業受入に関する地域環境については、互助組織的な仕組みができているという地域も見られた。第3章で見たとおり（外資系企業C社の事例）このような互助組織による外国人駐在員に対する支援ということも含め、環境の整備を図る必要がある。

今後の外資系企業誘致に対する展望

外資系企業誘致により、国内の企業誘致と同等の経済効果（雇用の確保、地域経済の活性化等）が得られる他、地域の国際化が図れることもあり、積極的に進めたいという自治体が多かった。また今回はヒアリングを行った自治体に九州、日本海沿岸の自治体があったためアジア諸国の企業誘致を展望しているケースも見られた。

外資系企業誘致のためには、誘致担当者の語学力養成や教育・医療等環境整備の問題もある。新潟県、静岡県のように、まず地域での外資系企業誘致に対する意識を高め、どのような形で外資系企業を誘致するかという地域のビジョンが形成されることが必要であると思われる。

図表 4 - 1 0 地方自治体の外資系企業誘致に係る施策について

県名	熊本県
企業誘致施策について	活力のある企業の誘致。高付加価値産業、研究開発機能を併せ持つ企業の誘致。外資系企業の誘致。 相談窓口の設置、JETROや各国の在日商工会議所等と連携。 適正な工業適地の確保。 受け入れ体制の整備。 平成4年7月に企業誘致連絡協議会を設立、企業誘致の推進を図る。
外資系企業誘致体制	受け入れ窓口を商工観光労働部企業立地課に一本化しているが、対外的なPRはしていない。
誘致対象先外資系企業の発掘	工場団地の視察会。 2年に1度外資系の日本法人を熊本県に招いている。平成6年11月に10社程度参加。 海外での企業誘致。 在日外国企業を通じて、外国の親会社を訪問し誘致セールス。昨年は米国を訪問。 FINDやJETROからの情報を利用中。 香港に駐在員はいるが外資系企業誘致は行っていない。小売、サービス業外資系企業に対してはまだ誘致を考えていない。
外資系企業誘致に係る支援	現状は、進出済外資系企業に対してサービス提供を行うのが中心で、進出誘致の段階は動いていないのが実情。
外資系企業誘致に関する優遇措置	外資系企業の進出に対して補助金を交付。 ソフトウェア、自然科学研究所で外資比率50%以上の企業に対し補助金を上限50百万円を出している（土地取得に対しては補助金なし）。
外資系企業受け入れに関する県内環境	インフラの状況は未整備と言わざるを得ない。 教育でネイティブの外国人を教師として迎え入れており、全国でもトップ水準にあるが、外資系企業の子弟のためという名目ではなく、学生の語学力アップを目的としている。 外国人向け弁護士・会計士は相談があれば斡旋している。
外資系企業誘致に関する効果	対日投資の拡大という国策のもとで、県内経済の活性化に効果がある。 国内・外国企業問わず誘致企業の製造品出荷額が50%を越えていることを考えると企業誘致は経済面で多大な貢献があると感じる。
今後の外資系企業誘致の展望	アジア（特に韓国、台湾）で良い会社があれば積極的に誘致したい。
国への要望	誘致対象企業名情報を流して欲しい。 子弟教育は県だけでは対応難しい。

県名	静岡県
企業誘致施策について	オイルショック前は黙っていても企業が転入してきたが、その後はそういうわけにはいかなかった。優遇措置については他県に遅れをとってきた（工場団地の整備、補助金・融資）。 昭和50年代後半に入ると企業の中に、工場団地に対するニーズが高まってきた。静岡県では当時まだ工場団地が整備されていなかったため、そのニーズに応えられなかった。 昭和60年に入って工業団地の先行造成を推進。 平成に入ってから研究所の誘致に力を入れはじめる。各県同様の動きであったが、地域のイメージ向上、頭脳の集積といった長期的な地元への波及効果を狙った。研究所に対しての優遇措置として最高1億円の補助金がある。
外資系企業誘致体制	外資系企業のための特別な施策はやっていない。
誘致対象先外資系企業の発掘	ミッション、セミナーについては、外資系企業向けということでは行っていない。 海外駐在員事務所がデュッセルドルフ、シンガポール、ロサンゼルス等4か所あるが、誘致パンフレットの英語版を置いている程度で、積極的な誘致活動は行っていない。
外資系企業誘致に係る支援	個別企業向けの英文資料を単発的に作った程度。
外資系企業誘致に関する優遇措置	なし
外資系企業受け入れに関する県内環境	外資系企業のため、子弟教育、病院、外国語標識、話ができるボランティア的サークルなどのインフラ整備が重要であるとの認識は強まっているが、未だ整備されていない。 民間レベルでは国際交流が盛んで、会話のボランティア活動がよく行われている。 外資系企業の外国人役員は、家族を東京、大阪に残して単身赴任が多く、その対策も課題。
外資系企業誘致に関する効果	経済効果は国内企業と同じ。 一番大きいのは、地域の国際化。液晶カラーテレビ用ガラス基盤製造メーカー（本社ニューヨーク州）が平成元年9月に大須賀町へ進出。同社が仲介となり大須賀町と同社本社の所在市とが姉妹都市となり、留学生交流が始まった。同町の祭りには、外国人の参加が多く国際色が強まっている。
今後の外資系企業誘致の展望	外資系企業は、地域に与えるインパクトが地域国際化、労働条件の改善等で強く大きい。 国内企業以上に外資系企業誘致に力を入れたい。 当地に立地しているコーニング社、ダンフォース社のように本社機能移転を伴った誘致を目標とする。また、既に工場のみ当地へ立地している企業に対して本社部門を誘致するという方法も手っとり早い効果のある行動の一つと考えている。 外資系企業のコンサルタントからのアドバイスにより、教育・医療等インフラ整備を進める。そのため、全県・全庁的連携、意識の高まりを推進する。
国への要望	外国人向け教育、医療、福祉に対して要望を出していきたいが、県庁内でまだ構想が固まっていない。

県名	新潟県
企業誘致施策について	東京事務所、大阪事務所を含めて昭和59年より企業へ訪問し誘致活動を実施中。 新聞広告、企業誘致説明会を年1回東京、大阪、名古屋で知事出席のもと行っている。 税制面、補助金、貸付金の優遇措置を整備。 工業団地の先行造成。 県外企業との交流会と同時に視察会も年に1回大規模なものを行っている。 また、個別視察会も随時行っており、好評を得ている。 誘致パンフレットはダイレクトメール、個別企業訪問時で渡している。基本行動としては、企業へ訪問し誘致を行うこと。帝国データバンクの資料等より訪問先を選定。
外資系企業誘致体制	通常の企業誘致施策の中で担当（商工労働部産業立地課）。 企業誘致担当人員（県庁・5名 東京事務所・6名 大阪事務所・3名 合計14名）。
誘致対象先外資系企業の発掘	特になし
外資系企業誘致に係る支援	外資系のみを絞った誘致行動はとっていない。 英文パンフレットは作成していない。 セミナーも外資系企業対象のものは行っていない。 補助金、低利融資、税制面の優遇措置は条件等全て国内企業に対するものと同じ。 企業誘致担当者の外国語研修は県の制度としてはない。あくまでも自己啓発に委ねられている。 駐在員事務所（ソウルに4名）は、企業誘致活動を行っていない。観光客の呼び込み、文化交流を主活動とする。
外資系企業誘致に関する優遇措置	特になし
外資系企業受け入れに関する県内環境	外国人子弟教育については、アメリカンスクールの必要性を感じているだけで実施されていない。従って、外資系企業の在日役員が住みつかない。 外国人向け弁護士・会計士については把握していない。 医療機関についても外国人用として対応できる機関は把握していない。 上記 ～ からインフラ面の整備は手つかずといった状況。
外資系企業誘致に関する効果	経済的効果は国内企業誘致の場合と同じで、雇用・税収の増加。 メジャーな外資系企業が立地してくれたら、企業文化が地域社会に影響を与え、住民の国際化意識向上に役立つものと思う。
今後の外資系企業誘致の展望	環日本海最前線基地の形成として、新潟港の整備、空港の滑走路拡張を計画、対中国・韓国商圈を狙っている米国、ヨーロッパ企業の誘致構想を担当課としては持っている。 インフラの整備、誘致対象業種の選定、自然環境面の整備、誘致のためのインセンティブ等をこれから調査する段階。 担当職員の語学力養成などを考えると、全県的な外資系企業誘致意識の高まりが必要であり、当課がそれを推進したい。 引き続きJETROからの情報収集に注力。
国への要望	特になし

県名	鳥取県
企業誘致施策について	・高付加価値型の企業誘致を指向。技術先端型業種（医薬品、電子機器、バイオインダストリー等）、他に高い伸びが見込まれる業種（機械、電子製造業等）を特定。研究開発部門、情報処理部門、商品開発部門等産業の頭脳部分にあたる特定事業の誘致集積を図る。 ・基本方針に掲げた誘致重点業種の企業訪問、関連機関・民間企業等からの情報収集に努める。 ・企業誘致パンフレット等広報を積極化。場合により誘致対象企業の幹部職員及び役員を現地視察に招待。 ・企業立地課において受け入れ態勢の整備、工場用地の確保、人材確保のための対策等について市町村を支援。
外資系企業誘致体制	・外資系企業誘致のための特別な措置はない。 ・外資系企業の誘致実績はない。
誘致対象先外資系企業の発掘	・環日本海経済圏の観点から、韓国、中国、ロシア等との交流を推進しつつあるが、緒についたばかりであり、一般的な親善や観光面での交流に止まる。ビジネス交流にまでは至っていない。 ・セミナーは、JETRO主催のものに参加する程度。県単独で開催したものはない。 ・東京と大阪に企業誘致専門職員を1人ずつ配置している。いずれも民間企業の出身者である。国内企業の誘致活動を行っているが、外資系企業誘致にも活用したいと考えている。 ・海外での誘致活動を県単独で展開するのは困難。中国通産局が中心となって、中国地域企業誘致連絡会議を結成し、対象先外資系企業の発掘を計画している。
外資系企業誘致に係る支援	外資系企業誘致のための特別な施策はなく、国内企業誘致の際の優遇制度が適用される。但し、進出してくる外資系企業から特に要望のある措置については、個別に相談に応じたい。
外資系企業受け入れに関する県内環境	ビジネス環境について ・事業用地：工業団地は数多く整備されている。 ・研究機関：鳥取大学工学部が技術面で協力可能である。 ・交通網：県内に2つの空港がある。最近国際チャーター便の利用客が増加している。（韓国向けが中心） ・弁護士、会計士事務所：外資系企業への対応可能な事務所はないと思う。 ・その他人材：英語が堪能な人材は不足している。さらに、韓国語や中国語に対応できる人材にいたってはいっそう確保が難しい。ビジネス英会話に対応できるのは、県庁の国際課でも1名のみである。外資系企業に対応できる人材は、県でこれから育てるか、商社等の民間から非常勤で対応するしかない。 生活面での環境について ・住環境：留学生対応の宿泊施設ならばあるが、家族向けの住環境は想定していない。 ・教育：鳥取大学に頼ることになる。韓国語や中国語での教育は難しい。また日本語学校の開催も難しいと考えられる。現状、英語での教育機関もない。 ・その他：観光用のパンフレットに英語版、中国語版、韓国語版を作成した段階であり、ビジネス用のパンフレットは日本語のみである。
今後の外資系企業誘致の展望	環日本海経済圏の観点から、韓国や中国の企業誘致を目指している。韓国などのアジア諸国の外資系企業も含めて、外資系企業の技術研究所的な部門を誘致し、それを求めて国内企業が当地に集まってくるようなストーリーができれば良いと考えている。
国への要望	現在の誘致活動は、各地方自治体同士の競争の様相を呈している。外資系企業の誘致については、県単独での活動には限界もあり、セミナーや研修を国主導でやって欲しい。 外資系企業との接点が少なく、情報が手に入らない。情報収集の場を設置して欲しい。

県名	鹿児島県
企業誘致施策について	企業誘致の二つの目的 ・雇用確保。 ・工業の高度化。 企業誘致のターゲット ・製造業、ソフトウェア産業、研究所等先端技術型。 雇用効果が製造業の方が高い。 競合業種が県内に少ないためか、県内からこれに対する反論はない。 平成元年までは縫製業などを誘致していたが、今は対象から外れている。 ・補助金の優遇制度、工業団地の紹介などを中心施策としている。 企業誘致対策として、2冊のパンフレットを作成、配付している。 ・県の資源、技術、人材、優遇施策の紹介。 ・工業団地の紹介（造成、未造成を含めて36の候補地紹介）。 県外の駐在員事務所での情報活動
外資系企業誘致体制	商工労働部工業振興課企業誘致対策室が窓口となる。 東京、大阪、名古屋、福岡に駐在員事務所を設置し、情報収集、企業誘致を行っているが、最近の国内企業に対する企業誘致は低調。
誘致対象先外資系企業の発掘	体制 ・情報収集能力が県に不足しており、FINDの情報活用、通産局等の組織力を活用すでに日本に進出している企業の誘致であればこの問題は軽減される。 ・九州通産局が「九州地域産業立地推進協議会」を設置し九州の各県・民間企業が全体で推進している。九州全体の知名度のアップを考えている。 ・アジア企業（韓国、台湾、香港）が主なターゲットで、メリットはアジア諸国への近接性と考えられる。 活動状況 以前県単独で企業誘致のため米国へ訪問したこともあったが、現在は九産協を通じての企業誘致活動が主。主な活動は次の通り。 ・現地視察会（昨年は鹿児島、宮崎の工業用地視察、京セラの工場視察等に招待）。 ・外資系企業向け投資セミナーを東京で開催（平成6年12月9日）。
外資系企業誘致に係る支援	特になし
外資系企業誘致に関する優遇措置	・国内企業、外資系企業双方共へのアプローチを行っている。 ・優遇措置は国内企業と同じ扱い。 直接的な効果は国内外とも同じなので特に外資系企業誘致を積極的にはしていない。
外資系企業受け入れに関する県内環境	・人材の県外流失の水準は日本最高（高卒者の6割近くが県外へ就職）のため人材採用のポテンシャルは高い。
外資系企業誘致に関する効果	・県の国際化。 ・雇用効果、技術導入効果も比較的大きい。
今後の外資系企業誘致の展望	特になし
国への要望	特になし

県名	北九州市
外資系企業誘致体制	受け入れ窓口としては、経済局産業振興部企業立地課と国際経済部が共同で担当している。
誘致対象先外資系企業の発掘	情報提供 ・福岡にある米国・カナダ・オーストラリア・中国・韓国の領事館に定期的に情報提供している。 ・FIND、東京銀行、東京の米国州政府事務所・ドイツ州政府事務所、香港貿易発展局、マレーシア貿易開発公社などにも情報を流している。 北九州FAZの機能をアピールした企業誘致活動の展開 ・北九州FAZの中核施設であるアジア太平洋インポートマート（略称AIM、平成10年春開業予定）の企業誘致の一環として韓国（釜山）でセミナーを実施。 ・アメリカ州政府事務所協議会例会で北九州FAZを説明。 企業誘致ミッションの実施 平成6年；オーストラリア、タイ、シンガポール、香港、アメリカ、韓国（ソウル、釜山）。 誘致パンフレット、CD-ROMなどの整備 FAZの概要説明、北九州輸入促進センターの説明等種々の資料を英語、中国語、韓国語等で作成し、セミナー・ミッションで配付。（CD-ROMは、英語版のみ） 見本市に來訪した外資系企業、東京にある外資系企業に随時ヒアリングを実施している。
外資系企業誘致に関する優遇措置	・補助金、低利融資、税制に対する優遇措置は国内企業誘致と外資系企業誘致で同じ条件。今後、外資系企業に対する優遇策についても検討していきたい。 ・外資系企業は税制面の優遇に特に興味を示している。現在の産業基盤整備基金の債務保証は、外国の大手企業に適用されており、FAZ施設の入居対象外資系企業に対する融資は、対象企業が中小企業と予想されるため難しい。
外資系企業受け入れに関する県内環境	工業用地を国内・外資系企業問わず分譲中。坪当たり20万円から7～8万円のものまで用意。 九州工業大学等と市の連携は密であり、企業からの研究施設の問い合わせに対しては対応できる体制ができています。 将来AIMで整備するビジネスパークアップゾーンの中で、外資系企業向け法律・会計士事務所を入居させる計画がある。 英語版の生活便利帳・緊急時連絡案内小冊子・観光小冊子・国民健康保険のしおりを作成済。 欧米人等日本語が十分でない外国人子弟に対する教育機関の必要性はあるが、費用もかかることから未整備。 外国人居住環境整備は考えていない。外国人も自分達だけの特別な住環境を望んでいないという話も聞く。 医療機関については、市企画部で外国人向け医師を把握済。今後は、病院の受付などの語学対応力の向上が課題。
外資系企業誘致に関する効果	・経済効果は国内企業誘致の場合と同じ。 ・行事などで国際色の豊かなものが作られる。
今後の外資系企業誘致の展望	・インセンティブの充実を図りより積極的な外資系企業誘致を展望。
国への要望	・当市で実施した外資系企業に対するヒアリングによると、外資系企業は日本の税金に対して割高感を持っている。何等かの対策を講じてほしい。 ・外国の中小企業に対する融資に付き、産業基盤整備基金の保証条件の緩和の方策を検討してほしい。

4-2-3 地域間交流による外資系企業誘致の事例

外国企業にとって日本への進出が困難であると認識されていることは既に述べた通りである。また地方自治体の外資系企業誘致についても誘致体制、環境整備とも必ずしも十分とはいえない。このような双方の問題を海外の特定の地域と交流することにより克服した事例がある。横浜市とドイツ銀行の協力により、白山ハイテクパークに設立されたジャーマンインダストリーセンターの試みと、長崎県とドイツノルトラインヴェストファーレン州の3つの市（ミュールハイム市、エッセン市、オーバーハウゼン市）との協力により両地域の企業間の提携を促進する試みである。

それぞれについては図表4 - 1 1、図表4 - 1 2の通りであるが、このような特定の地域の協力の対日直接投資支援策には次のようなメリットがある。

(1)進出する企業側のメリット

- ・ 本国側で進出地域の詳細な情報を入手でき、事前の準備が十分にできる。（特に中小企業の対日進出には有効）
- ・ 進出した後も周囲の企業が母国の同地域の企業であるため、公私にわたり情報交換ができる。
- ・ 進出にあたって両国から支援が受けられる。

(2)受け入れる自治体側のメリット

- ・ 単一国の受け入れのため環境整備が特定の国のものに絞れる。
（例えば横浜市では、ドイツ系外国人の増加により東京横浜ドイツ学園が市内に立地するようになり、ドイツ人駐在員子弟の教育面での環境が整った）
- ・ 進出国側との協力により、受け入れる自治体単独で行うより効率的に企業誘致が行える。

このような形態による対日進出は諸外国からの関心も高まっている。英国においてもジャーマンインダストリーセンターを参考にしたスキームが検討されており、今後の我が国の対日直接投資促進の一方策として注目される。

図表４－１１ ジャーマンインダストリーセンターについて

- ・ ８４年ドイツ博によりドイツ企業において日本市場に対する認識が高まり、こうした意向を取りまとめていく段階でバーデンウィルテンブルグ州の行政や商工会議所、ドイツ銀行等と横浜市との交流が行われた。
- ・ 当時、たまたま横浜市で白山ハイテクパークの分譲が始まっていたこともあり、その１区画にドイツ銀行の子会社「Ｇジャパン」がドイツ企業進出拠点のためのジャーマン・インダストリー・センターを建設した。支店数１５００店舗をもつドイツ銀行では、当該不動産の小口証券化を図り、ドイツ国内で販売。対日誘致に係る新規顧客の開拓や外為業務からの利益を主眼とし、「不動産プロジェクトからは利益を得ない」ことを原則として運営した。
- ・ 横浜市では、入居企業に対し、３年間に亘り１０％の家賃を補助する等積極的に対応した。
- ・ これらの努力により、周辺地域との対比約半額程度の賃貸料が実現し、進出期・基盤形成期の外資系企業に対するニーズの充足が可能になった。

出所：通産省資料

図表４－１２ 長崎とドイツNRW州３市との交流について

長崎県では、ドイツNRW州３市（MEO地域；ミュルム市、エッセン市、オーバーハルツェン市の頭文字を取った地域）との間で協力し経済交流を促進している。

その目的は次のとおりである。

１．経済交流の促進

- ・日独の企業間協力の開拓
- ・日本企業のMEO地域への誘致
- ・ドイツ企業の長崎県内への誘致
- ・長崎県内の企業とMEO地域等の企業との合併事業の開拓

２．技術交流の促進

３．研究・開発協力の促進

上記の交流を計画し実行するために、長崎県においては、県や市、公的機関、銀行、企業からなるNDIS（長崎日独産業交流協会）が設立された。一方ドイツ側では、各市の経済振興公社（局）、MEO地域３市の産学官による団体（＝MEO-NET）がこの交流を促進する事になっている。（図表４－１３）

両地域の間では、経済交流ミッション等が行われ、何件かの提携関係が構築された。また長崎県への投資については既に３件の合併会社が設立（一部準備中）されている。

図表 4 - 1 3

出所：長崎県資料

4 - 3 諸外国の対内直接投資促進施策の現状

我が国の対内直接投資促進施策を比較するために諸外国の対内直接投資施策を検討する。

我が国の対内直接投資促進施策と比較するために、英国、ドイツ（NRW州）、韓国の事例を取り上げる。

これらの国をとりあげたのは、欧州ではかなり以前から対内直接投資促進施策が実施されてきていることに加え、対内直接投資促進において重要な役割を演じている機関が、英国では政府、ドイツNRW州では振興公社（形態としては有限会社）と異なり、それぞれを見る事により我が国の対内投資促進施策の参考になると考えたからである。

また欧米の企業がアジア地域への投資を考えている場合に日本と比較対照されるアジア諸国として韓国を選んだ。

以下それぞれの対内投資施策について概観する。

4-3-1 英国の対内投資促進施策について

英国の対内投資促進施策については、貿易産業省対英投資局（Invest in Britain Bureau, 以下 I B B）が担当しており、同局において活発な外国企業誘致が進められている。

I B Bは貿易産業省（The Department of Trade and Industry, 以下 D T I）の部局として1977年に設立された。

I B Bの対英投資促進施策を中心とした英国の対内投資施策については図表4 - 14の通りであるが特徴的な点をまとめると次の通りとなる。

(1)潜在的な投資家発掘が第1の目的

I B Bでは、主たる目的が潜在的な投資家の発掘に置かれている。なお投資家発掘のためには各国大使館他関連機関の協力のほか、一番重視されている点は、情報提供の機能である。

(2)地方政府、各地の地域開発公社の役割

I B Bとしては在外公館を通し企業を発掘しているが、その外に英国各地域の開発公社、

地域政府も活発な企業誘致活動を行っている。その中で大きな投資案件についてはＩＢＢが何等かの形でからみ支援を行っている。また外務省、地域開発公社、地域政府等関係機関と密接な連携をもっている。

(3)対英投資についての戦略性

対英投資について援助地域（地域開発のための援助が必要な地域としてＥＣとの協議により貿易産業省で指定した地域）への投資を奨励する。また業種、投資形態についても戦略的な絞り込みを行っており、具体的には補助金の交付等で支援する企業を選別している。

(4)支援の範囲

ＩＢＢでの対英投資支援の範囲は、対英投資企業の発掘から企業が具体的な場所を決定する時期までであり、具体的な立地場所が決まった段階で、支援の窓口は地方自治体へと引き継がれる体制になっている。

(5)補助金について

補助金はＩＢＢとのネゴベースで金額が決定される。また補助金については外資系企業、英国企業の区別はしていない。英国経済に資する企業に対してのみ補助金を交付するというスタンス。

図表 4 - 1 4 Invest in Britain Bureau (IBB) を中心とした英国の対内投資促進施策

1 . 設立目的

a) 潜在的投資家にイギリスを候補地として取り上げてもらうようにすること。

- ・ そのために投資家に特定の情報を提供する。
- ・ 援助地域()に投資家が進出するよう奨励している。

b) 地域ごとの援助機関の調整をする。

2 . 組織

D T I の一部。所轄は貿易産業省。

3 . 誘致企業の対象

- ・ 製造業の更地への進出が主。(補助金の交付は製造業のみ。)
- ・ ヨーロッパへの輸出拠点を英国に立地するというケースについてもアドバイスを行う。(英国での販売を目的とした流通業等の英国への進出については対象外。)
- ・ サービス業についてはケースバイケース(以前米国のサービス業に対してアドバイスをしたことがある)。

4 . 潜在的な投資家の発掘について

投資家の発掘については次の 3 つの経路がある。

- a) 在外公館が企業を発掘。 I B B を紹介。(在外公館を管轄している外務省とは英国内で密接な関係を保っている)。 具体的な立地場所が決まった段階で地方自治体が所管。より具体的なアドバイスを行う。
- b) 各地域の開発公社、地域政府の日本事務所での企業誘致活動により英国への投資が決定。 I B B では各地域機関の調整を行う。
- c) 企業の方で最初から英国のある地域への進出を決定。当該地域の窓口が担当。
- ・ ある企業が特定の地域を考えると自治体が担当する。

5 . I B B と地域政府との関係

- ・ 誘致企業が具体的な立地場所を決めるまでは、 I B B で支援を行う。具体的な場所が決まった時点で各地方自治体 (Local Authorities) へ引き継ぐ。水道、電気、許認可等について各市町村が窓口になる。

援助地域：特に開発が必要な地域として E U と英国との協議により指定された地域。当該地域への企業誘致については補助金等のインセンティブがより柔軟に対応できる。

6．関連機関

- a)大使館・領事館；企業との最初のコンタクト。ミッションの実施。
- b)輸出促進局；D T I と外務省の共同所管の局。情報入手経路の一つ。
- c)地域開発公社；特定の地域の開発を担当（運営資金をI B B が負担,英国内に8つある）
- d)Territorial Agency;スコットランド、ウェールズ、北アイルランド。各州に対内投資を所轄する大臣がいる。

7．I B B での企業誘致戦略

- a)多くの文献を作成する。
 - ・一般的なパンフレット。
 - ・各地域のパンフレット。
 - ・出入国管理、税法等の案内。
- b)日本でのプレゼンテーションを行う。
 - ・日本で年に1回大きなセミナーを行う（東京と大阪で交互に）。
 - ・小規模なプレゼンテーションは都度行っている。95年3月に保健大臣が医療関係の企業にプレゼンテーションに出向く。
- c)日本のビジネスマンを英国へ招待する。
 - ・中小企業が中心。大企業への部品供給等のために英国へ進出しようという企業が中心。
 - ・研究開発機関を誘致したため、研究開発関係のミッションを招致した。93年にはR & Dのセミナーも行った。

8．意義

- ・対英投資に係る情報の窓口として、一つの中心がI B B であるということ。
- ・情報が出しやすい。企業誘致のシステムが非常にシンプルでわかりやすい。

9．補助金

補助金の交付先としては外資系企業、英国企業の区別はしない。次の基準により交付。

- a)viability プロジェクトの発展性。
- b)employment 雇用の創出・維持。
- c)regional/national benefit 地域(英国)経済への貢献。
 - ・競争を高めるという点では競合企業の進出は歓迎すべき事だが、飽和した市場への進出については英国経済に対する貢献とはならず、従って補助金交付の対象にはならない。
- d)need 英国への進出に対し、補助金が必要かどうか。
- e)negotiable 金額はネゴ・ベース。固定資本投資額と創出または維持される雇用数に基づきI B B とのネゴにより金額が決定される。

4-3-2 ノルトライン ヴェストファーレン州（独）の対内投資施策について

ドイツは連邦共和国であり、企業のドイツ進出については主として州レベルで施策が講じられている。ノルトライン ヴェストファーレン州（ドイツ；以下NRW州）はドイツ連邦共和国16州の中で最も人口が多い州（1770万人、全ドイツの約20%）であり、生産高もドイツ随一と、ドイツの中でもっとも経済力が高い州といえる。

またNRW州はドイツへの直接投資の1/4を受け入れる州でもある。我が国もアメリカ、オランダに続く第3の投資国であり、1993年現在約550社の日本企業が進出しており、そのうち37社が生産拠点を設立している。

このような環境を持つ同州の対内投資施策は、州経済振興公社が中心となり施行している。経済振興公社は30年以上前に設立された、州が100%出資する有限会社の形態を取っている。有限会社形態にしたのは、より柔軟な活動ができるという理由による。

またNRW州には州の経済振興公社だけでなく、市レベルにも同様の経済振興公社があり、州の経済振興公社と連携しながら独自の経済振興政策を遂行している。

NRW州経済振興公社による対内投資施策は図表4-15の通りであるが、以下その特徴をまとめてみる。

(1) 民間形態の組織による対内直接投資の促進

州経済振興公社は上述したとおり、州が100%出資した有限会社である。監査役会議長は州の経済大臣であり、運営資金は州から拠出されているが純然たる民間会社である。事業規模は年間予算約2千万マルク（約14億円）、スタッフは50人（94/1現在）。その形態からすると我が国のFINDに近いが、東京を含め6つの海外拠点をもち、自ら投資家の発掘をするなど担当業務の幅は広い。

有限会社であるが、外国からの投資家に対するサービスは全て無料であり現在のところ営利事業は行っていない。

主な目的はNRW州への外国企業の進出支援並びに、州内企業の外国への進出支援である。

(2) 対内投資の目的は潜在的な投資家の発掘

NRW州経済振興公社の対NRW州投資についての第1の役割は潜在的な投資家の関

心をNRW州に向けることである。

そのために積極的な広報宣伝活動を行っている。また海外拠点において誘致活動が実施されている。

なお、欧州全域にわたり誘致活動の真の目的は失業対策である。従って投資補助金その他の補助は地域の失業率により決められており、かつ投資後の雇用人数により弾力的に検討される。この点は日本・米国と違い欧州に特徴的な点である。

(3)一元的な窓口での決め細かなサポート

NRW州へ投資する海外投資家にとって、経済振興公社は投資対象国選定の段階から、実際の立地にいたるまで一貫した窓口となる。土地の取得、人材の雇用、規制・許認可取得等のサポートが一貫して経済振興公社で受けられる。

海外からの投資家にとって非常にわかりやすいシステムであると共に、規制・許認可等外国の投資家からするとわかりにくい法的な分野について支援が受けられる事により、これらの障害を低減させることに注意が払われている。

さらにNRW州固有の方策として、投資家が州政府に提出する申請書類の作成を銀行が行う点が注目される。これにより投資家自ら膨大なドイツ語資料を用意する必要がなくなり、経験豊富な銀行（銀行はNRW州のどの銀行でも構わない）が一手に処理してくれるので申請や許認可を極めて短期間に終えることができる。ドイツ他州にはないNRW州独特の利点である。

(4)州の他機関、市の経済振興公社等との連携

NRW州には経済振興公社の他、州開発公社（州所有不動産の開発）、ZENIT（先端技術研究機関）、投資銀行等の経済振興機関があり、大きな投資プロジェクトの場合は経済振興公社を中心とし、他3つの機関が連携して企業誘致を支援する形態になっている。

また、誘致企業が特定の地域への立地を決めると、州経済振興公社から市の経済振興公社へと引き継ぎが行われ、より細かなサポートが市経済振興公社から受けられる体制になっている。

(5)誘致対象国との友好的な関係の形成・維持

同州では外国企業を誘致するに際し、誘致対象となる国との友好的な関係の形成・維持に努めている。日本については、「NRW JAPAN YEAR」等のイベントを開催

し、日本の紹介を行う他、大臣や経済界の日本への訪問など定期的なコンタクトを図り緊密な関係を維持している。

(6)戦略的な外国企業誘致施策

同州では、外国企業の誘致について戦略的な施策をとっている。4-2-3 地域間交流による外資系企業誘致の事例で見たとおり、同州の3つの市（ミュンヘン市、エッセン市、オーバーハルツ市）と長崎県との交流を行政、民間が一体となって行う事により、両地域間の貿易、投資、技術提携等の促進を図るというものである。（図表4 - 12, 4 - 13）

同州では、同じような試みを、州内の他の地域と長崎県以外の日本の地域との間でも進めている。このような試みは地域経済間で信頼関係を構築する事により中小企業など独自では海外進出が難しい企業を支援しようというものであり、我が国の対内直接投資施策においても参考になる考え方であるといえる。

図表 4 - 1 5 N R W 州経済振興公社を中心とした、ドイツ N R W 州の対内投資促進施策

1 . N R W 州経済振興公社の対内投資に係る役割

潜在的な投資家の関心を N R W 州に向けること。

2 . N R W 州経済振興公社の組織（組織図については図表 4 - 1 6 参照）

- ・ 有限会社（州が 1 0 0 % 出資）。
- ・ 監査役会議長は州の経済大臣。30 年以上前に設立。94/1 時点で 50 人のスタッフ。年間約 2 千万マルク（約 14 億円）の予算。
- ・ 東京を含め 6 つの海外拠点。

3 . N R W 州経済振興公社の対内投資促進スキーム

第 1 フェーズ（顧客獲得フェーズ）： 投資家はヨーロッパに関心がない。
積極的な広報宣伝活動（セミナー、パンフレット）。

第 2 フェーズ（コンサルティングフェーズ）： ヨーロッパに関心のある顧客の発掘。
投資家の関心を N R W 州へ向ける。
・ 次のような事項についてのアドバイスを行う。
・ 適切な土地、人材、規制・許認可へのサポート。
・ 原料・部品などの下請けの調査、進出する際の各種相談事についてのアドバイス
（この時期には、他の候補地と競合しているということに特に留意する。この段階で 70 ～ 80 の候補地があるケースもあった。）。

第 1、第 2 フェーズを経て候補地が N R W 州に決まると、N R W 州経済振興公社では担当を決め専属的なアシスタント業務を行う。

最終的に投資が決定された段階で市と企業間で個別に関係を持つよう仕向け、更に投資申請書を作成する銀行が決定すると、N R W 州経済振興公社のプロジェクトは終了する。（企業進出のステップと N R W 州経済振興公社、市との関係は図表 4 - 1 7 参照）

4．NRW州経済振興公社のネットワーク

海外の事務所、現地法人。

大きな企業誘致プロジェクトの際は次の3つの州の機関と連携。

- ・LEG（不動産の開発）
- ・ZENIT（技術面での支援）
- ・IB NRW（資金面での支援）

その他各市の経済振興公社と連携。

5．日独間の経済交流について

・定期的なコンタクトを図る。（州の経済担当大臣の訪日、NRW JAPAN YEARの開催、各種交流事業の実施等）

・地域経済という新しい考え方を提唱、実行している。その一つがMEO地域（ミュンヘン市、エッセン市、オーバーハゼン市）と長崎県との関係。双方の地域間で貿易、投資、技術提携等の促進を図っている。既に何件かの実績があがっている。

出所：NRW州経済振興公社へのヒアリングにより第一勧銀総合研究所にて作成

図表 4 - 1 6 N R W州経済振興公社の組織図

0 1 秘 書	欧州を除く外国担当 局 1 (スポークスマン)	N R W州, 欧州担当局	経済振興全般担当局
-------------------------------	--	---------------	-----------

基本的な 問題の処理、 北米、中東担当部 1 1	プロジェクト 組織担当部 2 1	3 1 広報担当部
1 2 日本、韓国担当部	2 2 地域サービス担当部	3 2 電算処理、 情報担当部
1 3 中国、東南アジア 担当部	2 3 経営コンサルティング* 担当部	3 3 管理担当部
		3 4 観光事業担当部

出所：N R W州経済振興公社資料（第一勧銀総合研究所にて翻訳）

図表 4 - 1 7 外国企業の海外進出ステップとN R W州経済振興公社での支援。並びに州
経済振興公社と市の支援の役割

4-3-3 韓国の対内投資促進施策について

韓国では、本格的な経済開発に着手した1960年から外資導入法を制定し外国人投資を積極的に誘致してきたが、同時に国内産業育成のため外資制限的な措置も取られていた。しかし、1993年7月「新経済5ヶ年計画」の発表以降、急速に市場開放、外資誘致施策が整備されてきている。

とりわけ、外国企業の対韓国進出に係る事務手続については、その簡素さ、時限を区切った手続きの迅速さ、中央総合支援センターにおける一元的な支援等、対日直接投資促進策にも参考となる点が多く見られる。

詳細については図表4-18の通りであるが、その内容について特徴的な点を次に示す。

(1) 手続きの簡素化

外国人投資に係る手続きを1ヶ所で1度に終わらせるよう総合サービス体制(One-Stop Service System)を構築している。(One-Stop Service Systemについては図表4-19参照)

また、認可対象事業、租税減免申請事業以外の対韓投資については韓国国内の29銀行(本店)が申告受理機関として機能し、手続面の便宜を図っている。

(2) 手続きの迅速性

対韓投資手続きについては認可が必要なもの、租税減免申請が必要なものも含め、極めて短期間に処理される。しかもそれぞれ時限が区切られており、最長でも25日以内(認可対象事業、租税減免申請事業のうち、軽微な投資であり、何等かのやむを得ない事情がある場合。同様の場合でやむを得ない事情が特にない場合は15日以内に処理)と何等かの事情があったとしてもその時限までに処理される事が約束されている。

(外国人投資手続きについては図表4-20参照)

(3) 中央総合支援センターにおける一元的な支援

外国人投資について総合的なサービスを行う機関として設立。企業の進出について定期的な点検を行い投資企業の隘路となっている事項を把握し解決する。

また進出先の自治体の問題についても必要であれば同センターで隘路事項を処理する体制が構築されているほか、外国人投資家の隘路事項を総合的に解決する機関としても機能

している。

他に合併パートナーについての情報提供を行うなどの支援を行っている。

(4) 地方自治体での One-Stop Service 体制の構築

One-Stop Service は、国レベルだけでなく、地方自治体においても整備されており、外国企業に対する総合的な支援が一元的な窓口で行われるようになっている。

図表 4 - 1 8 韓国における対内投資促進施策について

1．潜在的な投資家の発掘

- ・外国人投資促進のため広報活動に注力。
- ・ソウル市内に中央総合支援センターを設置。外国駐在大使館を通じた広報活動の展開。

2．手続きの簡素化、迅速化

- ・外国人投資受入れの手続きは金融機関に委託。3 時間以内に処理。一部認定の必要な業種については財政経済院が担当するが受理後 2 週間以内に認定結果がでる。工場設立の場合地方政府の認定も必要になる。これについても 95 年 4 月から外国企業にたいしては、従来数ヶ月から 1 年かかっていたものを 45 日から 60 日で結果をだせるよう特別法を制定した。

3．中央総合支援センターでの一元的な支援システム

- ・財政経済院内にあった中央総合支援センターをソウル市内に移転予定。外国人投資に係る手続きを 1 ヶ所で 1 度に終わらせるよう総合サービス体制(One Stop Service System)を構築。
- ・中央総合支援センターがすべての局面で一貫した支援を実施。定期的な点検体制を稼働。地方自治体にも投資振興官を設置し One-Stop Service を確立。地方自治体で問題が生じた場合は中央総合支援センターが現地の問題まで処理。

4．外国人投資に係る環境の整備

- ・通商産業部国際企業課では外国企業誘致のため、次のような環境整備を進めている。

外国人専用工業団地の造成（光州、天安）。

通信、通訳、タクシー、行政の対応等の整備。

Foreign Business Center（[秘書業務, Guide, Communication, 合併に対する支援] の運営）。

5．外国人投資に係る関連機関

投資手続き受託銀行:29行

中央総合支援センター（中央のOne-Stop Service System の機能）

中央総合支援センター(Korea Foreign Investment Service)のサービス

- 1)外国人投資認可・申告受理及び工場稼動時までの全ての投資手続きについて総合サービスを提供。
- 2)外資事業審議委員会を活用した苦情処理機能。
- 3)合併パートナー連結サービス。
- 4)特に必要な一部の事項を除いた全ての投資関連事項を金融機関等に移管。

地方自治体投資振興官（地方自治体におけるOne-Stop Service System の機能）。

投資審議委員会

地方自治体では投資審議委員会をもうけ投資振興官の下、いくつかの機関が関係する複合的な希望事項について関連機関担当をすべて集め一括して迅速に処理するシステムになっている。必要とあらば委員会に外国投資家や代理人（弁護士）を参加させる。政令で定められた期間が過ぎても許認可の決定がなされない場合は自動承認となる。

財政経済院外国人投資課

- ・投資に対する厳しい規定の緩和。

通商産業部国際企業課

- ・産業誘致のための環境づくり。

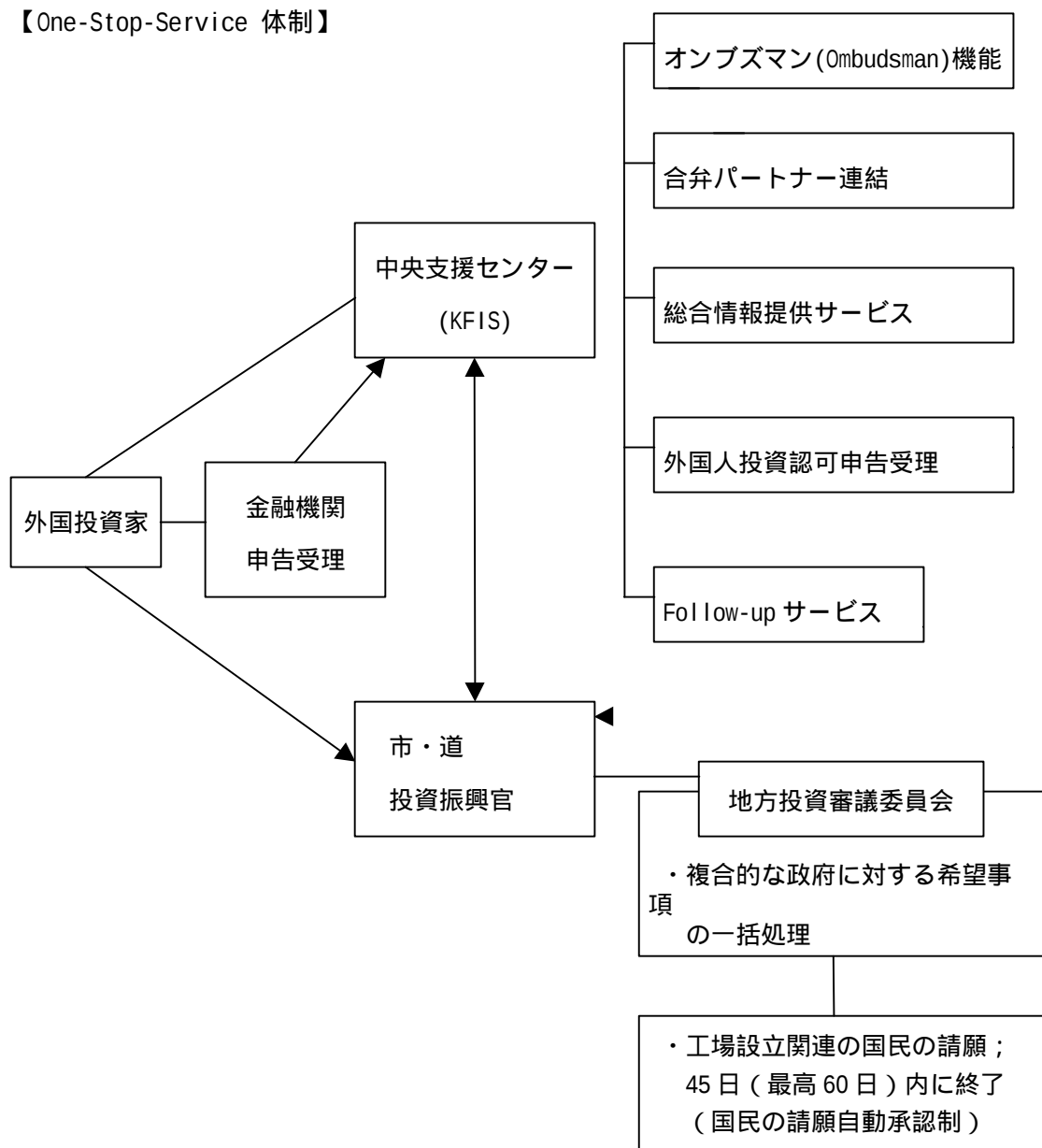
出所：韓国財政経済院、通商産業部へのヒアリングにより第一勧銀総合研究所にて作成

図表 4 - 1 9 韓国の対内投資促進施策における One-Stop Service System について

【One-Stop Service 体制構築】

- ・ 外国人投資に係る手続きを 1 ヶ所で 1 度に終わらせるよう総合サービス体制(One-Stop Service System)を構築。
- ・ 投資手続きを先進国なみの水準に簡素化し、投資と関係のある諸情報の提供と外国人投資企業の隘路事項を解消。

【One-Stop-Service 体制】



出所：大韓民国財務部資料

図表 4 - 2 0 韓国 の 外国 人 投資 手続 き

出所：大韓 民 国 財 務 部 資 料

4-3-4 諸外国の対内直接投資施策のまとめ

諸外国の対内直接投資施策についてみてきたが、その特徴を大まかにまとめてみる。

(1)一元的な対内投資促進機関の設置

各国とも、一つの場所に行けば全ての手続きが完了し、様々な支援を受けられる一元的な対内投資促進機関(=One Stop Shop)を設置している。特に英国、ドイツN R W州においては、対内投資促進機関が潜在的な投資家の発掘から対内進出に関する支援までを一貫して行っており、対内投資促進に関するシステムは非常に明確である。

(2)中央レベルから地方レベルへの一貫した支援

各国ともまず中央政府レベルの関係機関が窓口となっており、そこでは大きく分けると3つの役割が期待されている。すなわち第1に潜在的な投資家の発掘、第2に投資家の目を受け入れ国に向けさせる、第3に許認可、人材、立地地域等に関する様々な支援を行い当該国へ進出する際の様々な困難な点についての支援を行うことである。そしてこのような業務は立地する地域を決定するまで続き、その先の問題については地方自治体へ円滑に引き継ぐシステムが整っている。

さらに英国にみられるように地方自治体自身が積極的に誘致を行っているところでは、中央レベルでは各地方自治体間の調整役としての機能も担っている。

(3)対内進出に係る手厚い支援

対内進出に関して各国では非常に手厚い支援を行っており、手続き、許認可、雇用、不動産の取得等外国人にはわかりにくい各国独自の制度的、慣行的な障害について1ヶ所で支援(One Stop Service System)が受けられるようになっている。

また、金融面、事業用地、技術等についてドイツN R W州のように関連する機関との密接な連携による支援がうけられるケースや、さらに外注先企業、提携相手、マーケット環境の調査等事前に企業が把握すべき事項に関する情報提供も受けられる。

さらに投資手続きについてドイツN R W州、韓国においては申請書類を銀行が代行して作成するようなシステムもできている。投資する外国企業の事務負担の軽減につながる方法として注目される。

対日直接投資に係る外国企業の意見では、これらの制度的、慣行的違いによる投資障害、

情報不足等が重視されていたが、このような支援により対内投資の障害は軽減することができると思われる。

(4)戦略的な対内投資促進施策

各国とも戦略的な対内投資促進施策を展開している。英国においては、英国経済に資する企業を選別的に誘致するとともに、その貢献度合について補助金などを弾力的に運用している。また低開発地域を指定し、そこへの立地を促すようなシステムが確立されている。

またドイツN R W州においては地域経済の考え方により、地域間の交流を促進する事により地域間企業どうしの投資交流を図っている。

上記の点は、各国にほぼ共通する事項であり、特に(1)から(3)については、対内直接投資促進施策を行う上で非常に重要な点であると思われる。また(4)については効率的な対内直接投資促進施策を展開する上での一つの方策として興味深いものである。

次章では、このような各国の対内直接投資促進施策を参考にしながら、我が国の対日直接投資促進施策のあり方について検討する。